

（2）個別占用案件の中間報告【審議資料2】

【中間報告】

① 猪名川縁地 (池田市)

個別占用案件のカルテ（中間報告）

① 猪名川縁地 (池田市)

番号 01001 占用目的 公園 許可受者 池田市 場所 左 8.8k+50m～10.2k+50m

1 施設の概要

(占用者作成)

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8k+50m～10.2k+50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

2. 施設の現状

(占用者作成)

| | | | |
|---------|---|-----------|--------|
| 占用の必要性 | (代替性) ・類似する施設として、五月山体育館（北東約1.8km）や夫婦池テニスコート（東約1.5km）を設置しているが、猪名川緑地と同様に屋外スポーツを行える施設は土地の確保が困難であり、設置は難しい。 | | |
| | (必要性) ・許可を受けた当初と変わらず、現在も市民の健全なレクリエーションの場、青少年のスポーツ活動の場としてのニーズが非常に高い。 ・総合計画や池田市地域防災計画の中でも、市街地の貴重なオープンスペースとして、緑と清流に囲まれた運動公園、災害時の広域避難地として位置付けており、恒久的な占用を行っていきたいと考える。 | | |
| 管理状況 | (施設管理) ・指定管理者として（一財）池田みどりスポーツ財団を指定。（指定期間：令和2年度から5か年） ・公園管理事務所に職員が常駐し運動施設及び利用者の管理を行っている。 ・運動施設の利用方法は池田市都市公園運動施設条例及び施行規則に定めている。 ・利用者に対しては使用許可の際に「利用の手引き」により利用上の注意を行うとともに、巡回パトロールを行い、違反者に対して注意・指導を行っている。 | | |
| | (不法占用) ・不法占用は発生していない | | |
| 利用状況 | (維持管理計画) ・植栽管理計画に基づき公園内の除草を行っている他、堤防等の管理区域内の除草作業を適宜実施している。公園内の目視による見回り点検を週2回、全体の施設点検を月1回実施している。 ・大雨や台風等により、平常時より大幅な水位上昇の恐れがある場合には、猪名川洪水時等における施設撤去訓練等要領に基づき、速やかに施設撤去を行っている。 | | |
| | (利用者・利用ルール) ・池田市教育委員会が認める社会体育団体は年間を通して大会等の利用調整を行っている。 ・スポーツ施設情報システム（名称「オーパス」）により利用予約・抽選を行い、一般利用について公平性を確保している。（前月1～11日抽選申込期間、12日抽選、13～19日当選者申請期間、13日以降随時申請受付） (駐車場) ・堤内地において、隣接する阪神高速道路の高架下に収容台数99台の駐車場を設置している。 | | |
| 前回審議の意見 | 別紙のとおり | 前回審議意見の対応 | 別紙のとおり |

| | |
|------------------------------|--|
| 環境保全に 向けて申請 者の取り組 み | (環境への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ごみ持ち帰りのルールを定め、SDGsへの取り組みの一環として、河川敷内のごみ箱を撤去し、啓発看板を設置するなど利用者へごみの持ち帰りを促進している。 指定管理者が週2回（月・金）河川敷内の清掃を行っている。 グラウンド等の除草を行う際は、部分的に除草回数を減らすなど自然環境に配慮している。 |
| | (環境意識の啓発) <ul style="list-style-type: none"> 猪名川自然再生プロジェクトを令和4年度から発足し、毎月第3土曜日に猪名川に生息する生物の観察会やチガヤの植付けなどのプログラムを通じて、小学生を対象に自然環境学習を実施している。 猪名川クリーン作戦に参加し、環境美化活動に努めている。 |
| 安全への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> 河川冠水時対策として、工作物の点検整備と施設撤去訓練を年1回実施している。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8k+50m～10.2k+50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

| | | | |
|---|----------------|------|--------------|
| 変更前の占 用内容 | | ➡ | 変更後の 占用内容 |
| 変更要望の 内容 | | | |
| 内容変更の 必要性 | | | |
| 変更の規模 | m ² | | |
| 変更場所 の範囲図 | | 管理体制 | |
| 占用内容 変更による 河川環境への 影響 | | | |
| 占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み | | | |
| その他 特記事項 | | | |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8k+50m～10.2k+50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

| | | |
|--------------|--|--|
| 占用地及び周辺の自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまり・湛水域などの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 植生は、河岸の水際部でツルヨシ群集やジャヤナギーアカメヤナギ群集、セイタカヨシ群落が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ミコシガヤ、ノコンギクが確認されている。 鳥類は、ツルヨシ群落やセイタカヨシなどの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カツブリ・コサギ・オオバシ・カワセミ・ササゴイ・コサギ・ヒバリ・ハクセキレイ・オオヨシキリ・セッカが確認されている。 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ニホンイシガメ・ウシガエル・ヌートリア・イタチ属、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巣)・トノサマガエルが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミ・ニホンイシガメ・ニホンヌッポンが確認されている。 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、流れのある環境ではカマツカ・アユ・アブラハヤの個体数が多い。湛水域ではドジョウ・ギギ・ナマズ・ミナミメダカ・タモロコ等が確認されている。重要種は、アユ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナミメダカ・ドンコ・ウキゴリ・スジシマドジョウ・シマドジョウ・ミナミメダカ・ニホンウナギが確認されている。 底生動物は、ヌマエビ属・オオシマトビケラなどの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・キロサナエ・アオサナエ・コオイムシ・ヨコミゾドロムシ・ヒラマキムズマイマイが確認されている。 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではコフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシ・セスジイトンボ・アキアカネ・ムスジイトンボが確認されている。 | |
| 自然環境上重要な場所 | <ul style="list-style-type: none"> 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・ツルヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・セッカ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 湛水域では、ミナミメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・ミコシガヤ(植物)の生育環境として重要である。 | |
| 水際の状況 | 水域までの距離 | <ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離:約 10～80m 水際際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした大型抽水植物帶やオギ・セイタカヨシを中心とした湿性植物帶から成る。 当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられるほか、ヤナギ類などの低木も散在する |
| | 水面との高低差 | 約 2～3m |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8k+50m～10.2k+50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

【更新時委員会の意見 (R3 年度第 2 回委員会)】

- ・堤防表法肩の踏み荒らしは、補修を繰り返すことにならないためにも、利用者の動線を考えた恒久的な取り組みが必要である。
- ・踏み荒らしの補修は、掘れた部分の盛り土だけではなく、張芝等による法面保護も必要である。
- ・南多目的広場跡地の植生回復（種まき）は、オギだけでなくチガヤも加えて実施するのがよい。また、土壤の水分条件についても適切な管理（水撒き等）が必要である。
- ・花壇の管理や植生回復については、池田市が占用者として責任をもって取り組む必要がある。

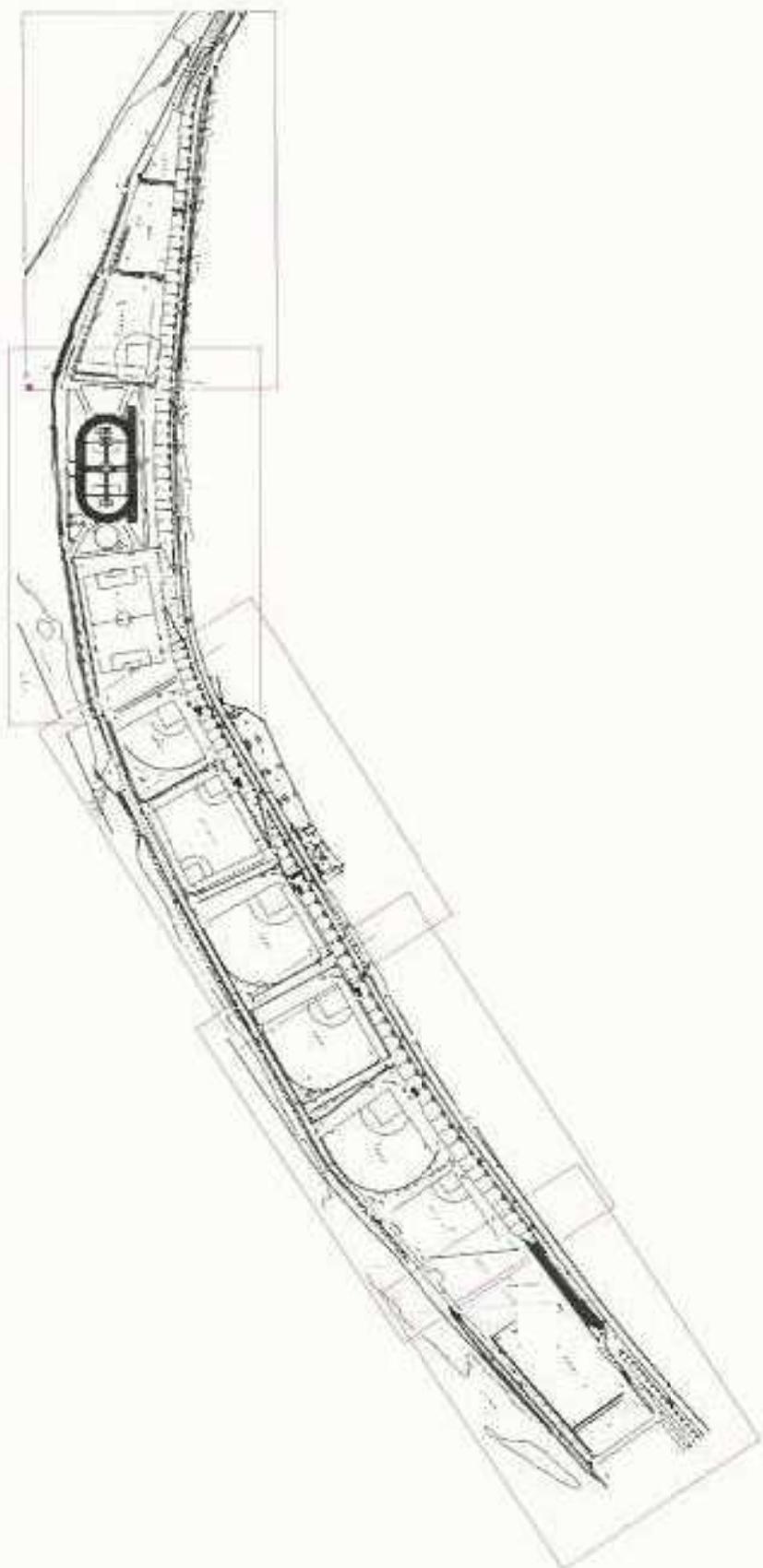
【許可申請時の市の回答 (R4 年 6 月許可)】

- ・堤防表法肩の踏み荒らしの原因は、公園利用者の競技観戦が原因と考えられるため、利用団体への通知及び案内看板の設置等対策を講じることにより、踏み荒らしの防止に努めます。
- ・張芝による法面保護を行うことにより、踏み荒らしが発生している個所について補修を行います。
- ・今後、猪名川再生プロジェクトを発足のもと、オギやチガヤの種まきを行い、植生回復に努めます。
- ・本市が占用者としての責任のもと、環境保全団体等の意見を参考にしながら、花壇の管理や植生回復に取り組んでまいります。

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

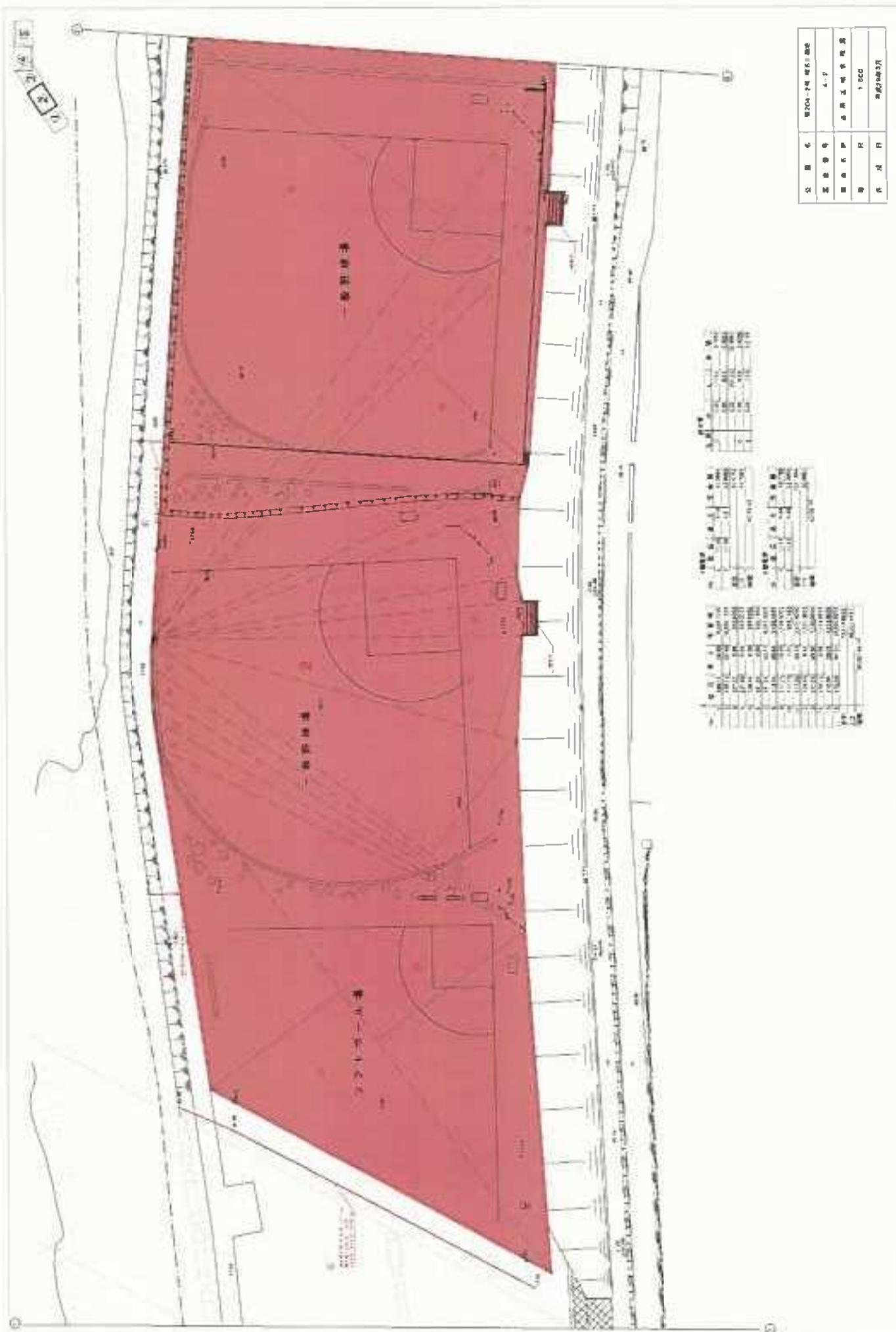
- ・令和3年度第2回委員会の意見に対する池田市の報告を受け、更新を許可した。
- ・許可期間は5年 (R4. 4. 1～R9. 3. 31)とした。

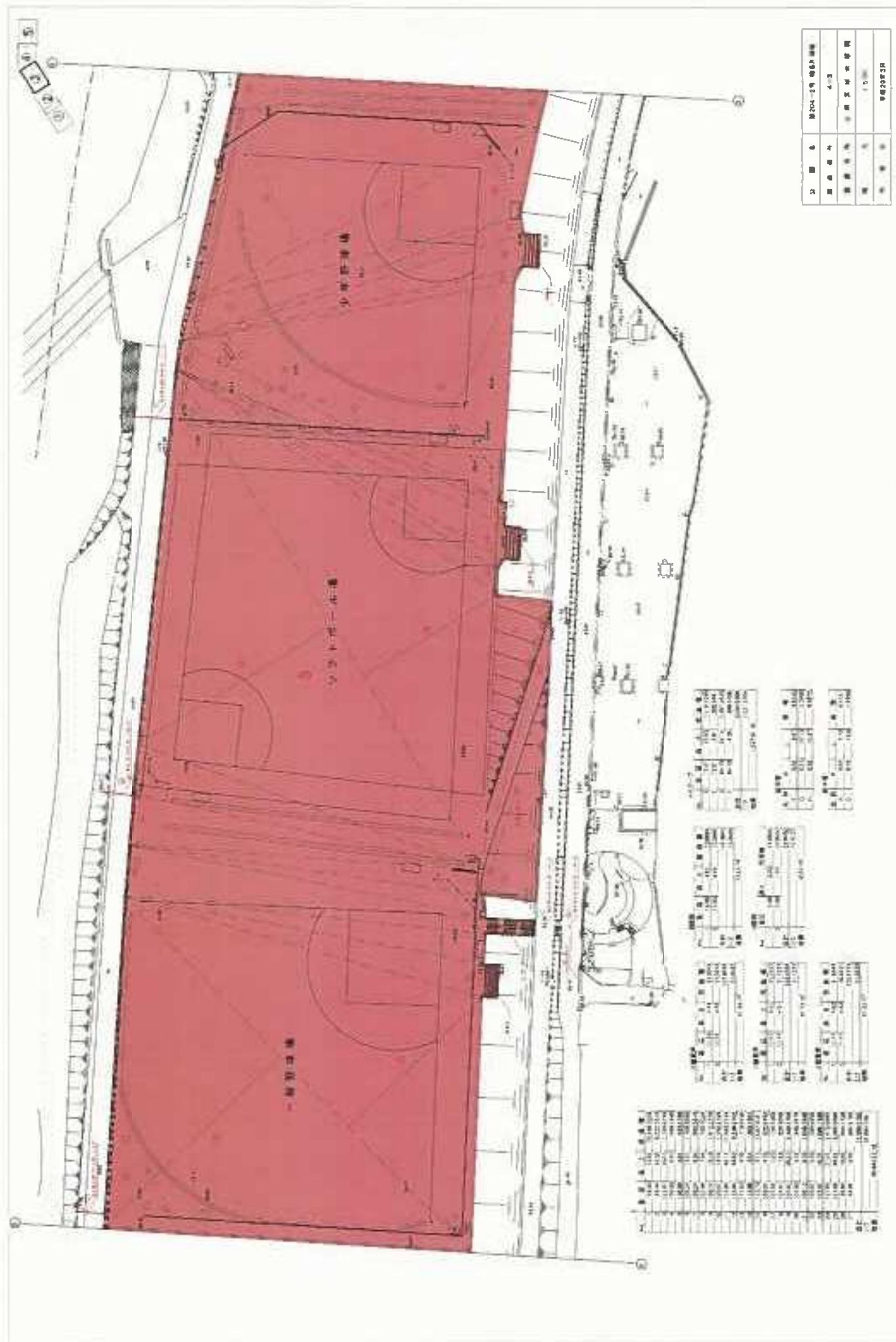


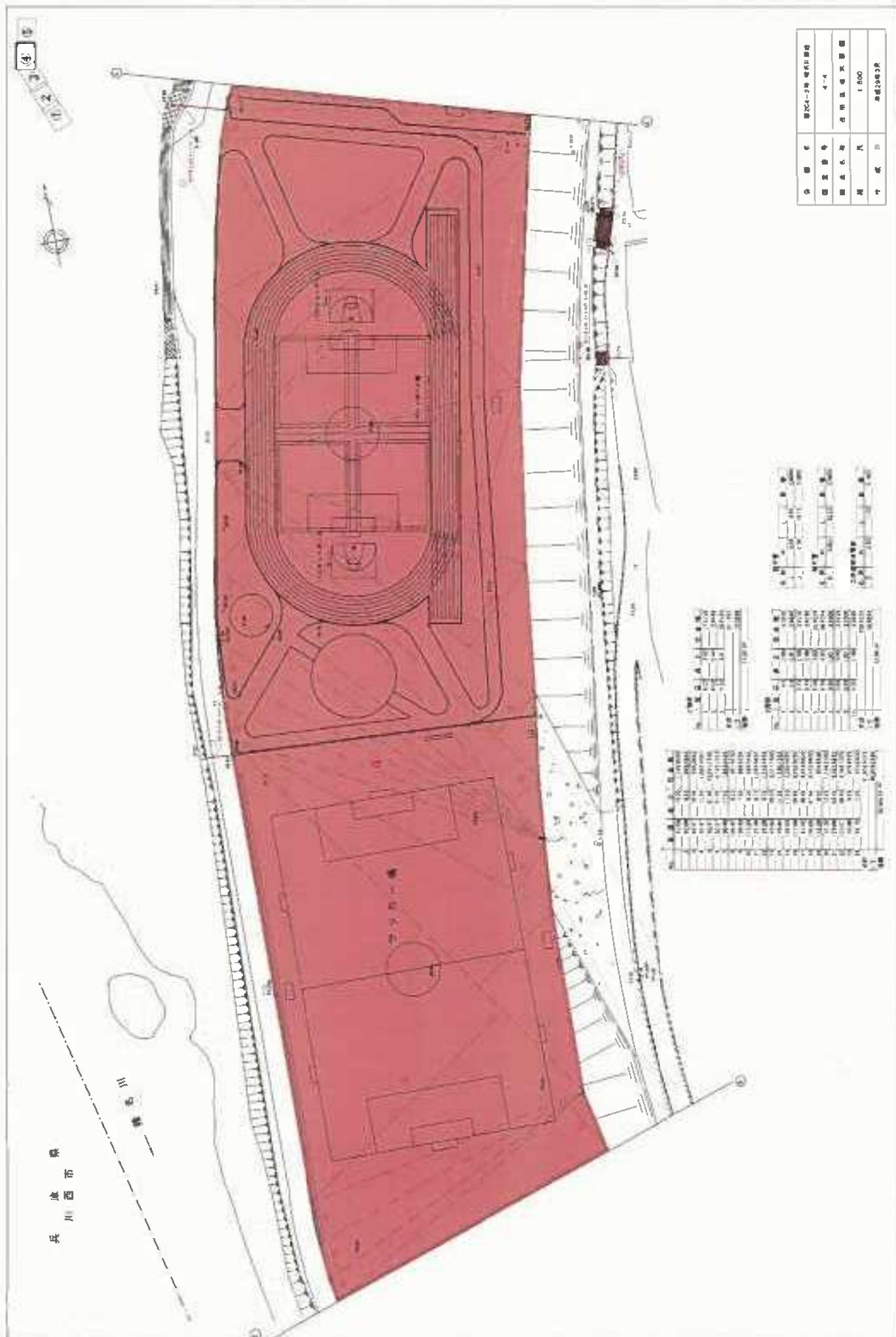
| 技术参数 | | 设计说明 | |
|------|---|------|--------|
| 公 题 | 4 | 设计年限 | 2 |
| 基 本 | 4 | 基 础 | 4 |
| 设 计 | 4 | 设 计 | 4 |
| 年 | 4 | 年 | 1.7500 |
| 水 深 | 4 | 水 深 | 0.5000 |

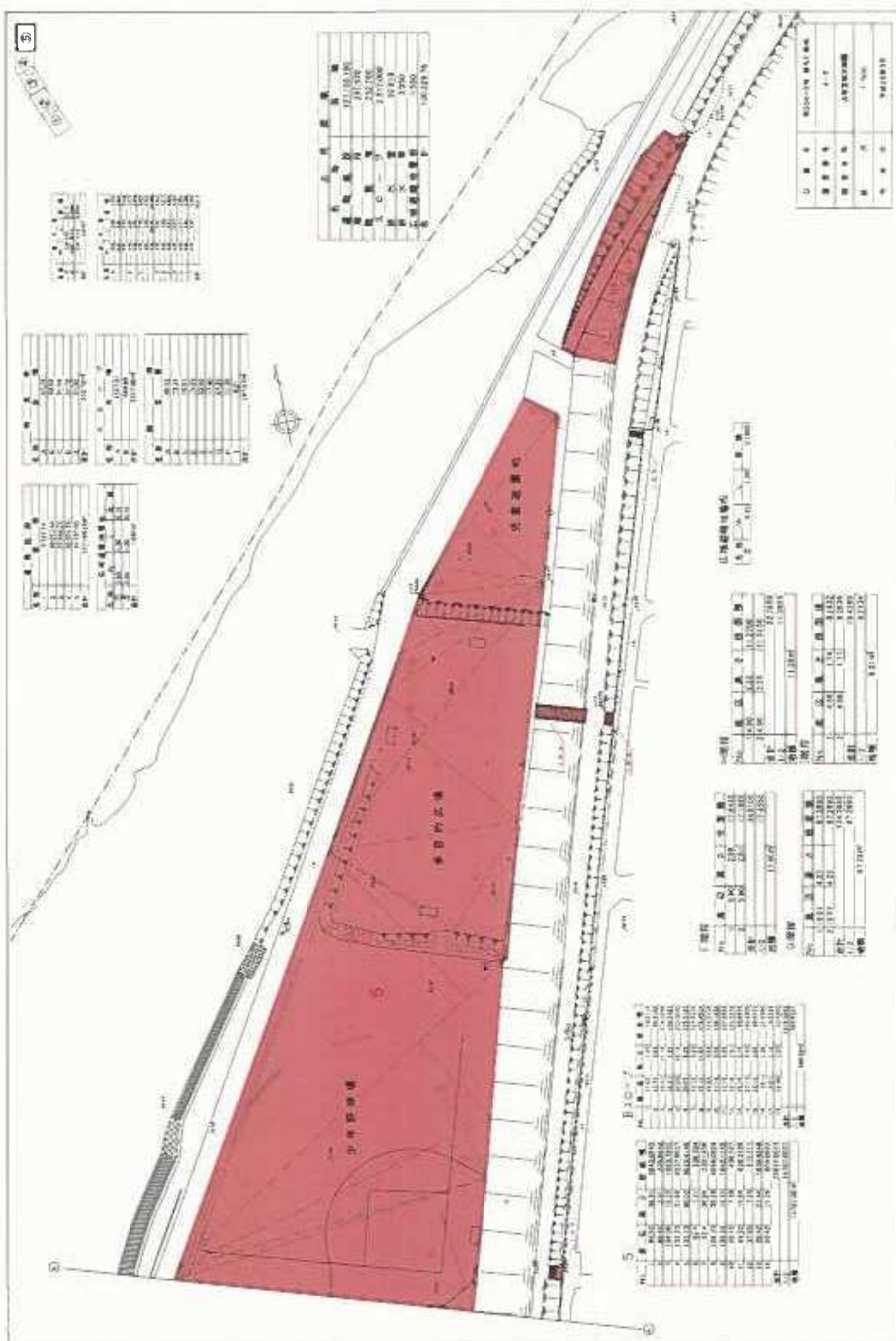


| | | |
|------|-----------|-------|
| 國行 | 電204-2件 | 電6-1件 |
| 正勝公司 | | |
| 公司總 | 台灣正勝公司總經理 | |
| 電行 | | 1000 |









| | | | | | | | |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|
| 番号 | 01001 | 占用目的 | 公園 | 許可受者 | 池田市 | 場所 | 左 8.8k+50m～10.2k+50m |
|----|-------|------|----|------|-----|----|----------------------|

【参考】 委員会の審議内容に関する現況写真 (R6年10月15日撮影)

(委員会事務局作成)



① 上流側全景



② 下流側全景



③ 花壇の状況



④ 南多目的広場付近の状況



⑤ 利用ルールの看板



⑥ 環境啓発の看板



⑦ 天端付近の状況



⑧ 観覧席付近の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

| 項目 (位置付け) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 (説明欄) | 河川管理者 (説明欄) | 委員会評価 |
|--------------|-------------------|-------------------------------|--|--------------|---------------------------------------|-------|
| 生物多様性への配慮 A | 施設周辺への配慮 A-1 | 施設周辺の生物多様性が保全されているか | ○:保全されている △:どちらともいえない ×:保全されていない | ○ | アレチウリ等の外来種についても適宜除去している。 | ○ |
| 生物多様性の保全・再生 | 生物多様性への配慮の連続性 A-2 | 施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか | ○:連続性が確保されている △:どちらともいえない ×:分断されている | △ | 南多目的広場及びグラウンド外野部分の草地で確保されている。 | △ |
| | 工作物への配慮 A-3 | 舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になつているか | ○:配慮されている △:どちらともいえない ×:配慮されていない -:該当する工作物がない | ○ | グラウンド舗装は土舗装により対応している。 | ○ |
| | 環境保全への啓発対策 B-1 | 環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか | ○:実績又は計画が妥当である △:実績又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない | ○ | 南多目的広場に啓発看板を設置している。 | ○ |
| | 河川愛護活動 B-2 | 環境保全に向けた河川整護などの取り組みを行っているか | ○:実績又は計画が妥当である △:実績又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない | ○ | 小学生を対象に「いなプロ」を開講しており、猪名川の環境学習を実施している。 | ○ |
| | | | | | 自然観察会が開催されている。 | |

■河川保全利用チェックリスト／その2

| 項目 (位置付ナ) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 (説明欄) | 河川管理者 (説明欄) | 委員会評価 |
|---|----------------------|--|--|--|------------------------------|--|
| 川とのふれあい 利用状況の把握 利用上のルール 利用者・利用ルール 川の利用と責任 | 川とのふれあい C-1 | 利用者が川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない | ○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない | 猪名川ヒ管理用通路を挟んで猪名川に隣接している。 △ | 猪名川ヒ管理用通路を挟んで猪名川に隣接している △ | 管理用通路を挟んで猪名川に隣接している △:川とのふれあいは特段配慮されていない。 |
| | 利用状況の把握 C-2 | 施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない | ○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない | ○:指定管理者から毎月、利用状況の報告を受け把握している。 | ○:利用者数の把握はさせている。 | |
| | 利用上のルール C-3 | 利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか △:定めているが不十分 ×:定めていない | ○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない | ○:SDGsへの取組みの一環として、ごみ箱を撤去のうえ、ごみ持ち帰りのルールを定めている。また、車両乗り入れや火気使用等の禁止事項を定めている。 | ○:利用者ルールが定められている。 | |
| | 利用者への明示 C-4 | 利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか | ○:明示している △:一部明示している ×:明示していない | ○:啓発看板(ゴミ持ち帰り)や、利用の手続きの配布により利用者へ明示している。 | ○:看板設置等により利用者に明示している。 | |
| | 公共性の担保 C-5 | 設置する施設は、広く一般の用に供することができ、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか | ○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある | ○:予約抽選システムを活用している。 | ○:予約抽選システムにより公平性が確保されている。 | |
| | 利用方法や管理体制への配慮 C-6 | 駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理制度に配慮しているか | ○:十分配慮している △:配慮が不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 -:駐車場はない | - | 区域外に専用駐車場を設置し管理している。 | 河川区域内には駐車場はない。 |
| 駐車場 | 設置のための検討の有無 C-7 | 駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか | ○:十分検討している △:検討しているが不十分 ×:検討が全く不足している、未検討 -:設置の要望や計画がない | - | - | 駐車場の設置計画はない。 |

■河川保全利用チェックリスト／その3

| 項目 (位置付け) | 細目 (整理番号) | 内容 | 判定基準 | 申請者 (説明欄) | 河川管理者 (説明欄) | 委員会評価 |
|--------------|-------------------|---|---|--|-------------------------------|-------|
| 施設の維持管理 D | 管理体制 D-1 | 施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等) | ○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない | ○ 指定管理業務仕様書に基づき、指定管理者職員が常駐し、管理している。 | ○ 指定管理者が常駐して管理している。 | |
| | 管理計画 D-2 | 施設の管理計画は適正であるか | ○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない | ○ 指定管理者により管理計画の書類が提出され、審査している。また、修繕を要する箇所が生じれば、速やかに対応を行う。 | ○ 指定管理者による適切な管理計画がたてられている。 | |
| | 不法占用 対策 D-3 | 利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物を持ち込まないよう、適正に管理しているか | ○:適正管理されている ×:不法占用の実態がある | ○ 指定管理者の職員により巡回を行っている。 | ○ 適正に管理されている。 | |

取組状況報告書 猪名川緑地(池田市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

| 番号 | 更新時委員会の意見 (R3年度第2回) | 許可時の市の回答 (R4年6月許可) | 現在までの取組(対応)状況 | 今回の現地調査での意見 | 今回委員会の意見 |
|----|--|--|--|-------------|----------|
| 1 | 堤防表法肩の踏み荒らしは、補修を繰り返すことにならないためにも、利用者の動線を考えた恒久的な取り組みが必要である。 (P63 写真⑦) | 堤防表法肩の踏み荒らしの原因は、公園利用者の競技観戦が原因と考えられるため、利用団体への通知及び案内看板の設置等対策を講じることにより、踏み荒らしの防止に努めます。 | 堤防表法肩の踏み荒らしは、補修を繰り返すことにならなかったために、利用団体への案内を行うことにより導線を確保し、踏み荒らしの防止に努めています。 | | |
| 2 | 踏み荒らしの補修は、掘れた部分の盛り土だけではなく、張芝等による法面保護も必要である。 (P63 写真⑦) | 張芝による法面保護を行うことにより、踏み荒らしが発生している個所について補修を行います。 | 張芝による法面保護を行うことにより、踏み荒らしが発生している個所について補修を行っています。 | | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>3 南多目的広場跡地の植生回復(種まき)は、オギだけではなくチガヤも加えて実施するのがよい。また、土壤の水分条件についても適切な管理(水撒き等)が必要である。 (P63 写真④)</p> | <p>今後、猪名川再生プロジェクトを発足のもと、オギやチガヤの種まきを行い、植生回復に努めます。</p> | <p>南多目的広場跡地においては、長方形四方のチガヤの観察地を計画的に整備しております。管理についても水撒きや草刈りを行いながら、猪名川本来の植生であるチガヤの重要性をPRするため、看板を設置しております。</p> |
| <p>4 花壇の管理や植生回復については、池田市が占用者として責任をもつて取り組む必要がある。 (P63 写真③)</p> | <p>本市が占用者としての責任のもと、環境保全団体等の意見を参考にしながら、花壇の管理や植生回復に取り組んでまいります。</p> | <p>大きい花壇についてはチガヤを、小さい花壇については春・秋それぞれの七草を植栽し、猪名川緑地利用者の憩いの場所となるよう管理に取り組んでおります。いざれの花壇についても、いなプロ参加者(小学生)と一緒に植栽を行うなど、自然環境学習の場としても活用しております。</p> |